

岩手県告示第253号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成21年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成21年3月9日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 新盛工業
 - (2) 主たる営業所の所在地 盛岡市三本柳22地割44番地1
 - (3) 代表者の氏名 高橋保
 - (4) 許可番号 無
- 3 処分の内容 営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 期間 平成21年3月25日から同月27日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売を行うに当たり、特定商取引法第5条第1項に違反する行為及び特定商取引法第7条第1号に該当する行為を行ったとして、特定商取引法第7条の規定に基づく指示処分及び特定商取引法第8条第1項に基づく業務の停止命令を受けた。このことが、法第28条第2項第2号に該当する。